

ペイオフ解禁と預金保険制度

2002年4月以降、銀行等の預金を経営破綻時においても全額保護する特例措置が廃止され、一人当たり1,000万円を超える預金については破綻金融機関の財産状況に応じて払い戻しを行う「ペイオフ」が解禁される。本レポートは、わが国の預金者保護制度を解説するとともに、欧米の事例を紹介することを目的としている。また、ペイオフ解禁を控えた個人金融資産の動きについても、データの整理を試みた。

1. わが国の預金保険制度

1) 預金保険制度

預金保険制度とは、金融機関が預金等の払い戻しができなくなった場合などに預金者を保護し、信用秩序の維持に資することを目的とする制度である。わが国においては預金保険法（1971年制定）により定められており、政府、日銀、民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が制度の運営主体となっている。いくつかの仕組みのなかで金融機関破綻時にペイオフ（預金の払い戻し）により預金等の元本1,000万円までとその利息が保護されている。

現在は、特例措置のもと、預金保険対象金融機関の預金等を政府が全額保護する仕組みを講じており、万一、金融機関の経営が破綻した場合でも、預金保険対象金融商品は全額払い戻しを受けることができるが、この特例措置が終了し、ペイオフが解禁される2002年4月以降は、預金保険対象預金の内1,000万円を超える部分とその利息は、破綻した金融機関の財産状況に応じて支払われる。

預金保険対象金融機関は、強制的に預金保険制度に加入することとなっており、預金をするとその預金には自動的に保険がかかる。保険料は金融機関が預金に応じて預金保険機構に納付することとなっている。預金保険料は、ペイオフ解禁後も元本1,000万円までの保護に充てられる一般勘定向けの資金援助の原資となる一般保険料が、付保預金（預金保険制度の対象預金）残高に対し0.048%、2002年3月末までの全額保護特例措置のために徴収される特別保険料が付保預金残高に対し0.036%となっている。特別保険料は1996年6月の預金保険法改正と共に導入され、特別保険料を原資とする特別資金援助により預金保険対象金融機関の預金等は全額保護されているが、2003年3月末の決済性預金の全額保護終了後、預金保険は一般保険料に一本化される。

2) 預金保険対象金融機関

対象金融機関は、日本国内に本店のある、①都市銀行、②地方銀行、③第二地方銀行、④信託銀行、⑤長期信用銀行、⑥信用金庫、⑦信用組合、⑧労働金庫、⑨信金中央金庫、⑩全国信用協同組合連合会、⑪労働金庫連合会、の国内支店に限られ、日本の金融機関の海外支店についても、また、シティバンク銀行の在日支店など、海外の金融機関の日本支店についても含まれない。

⑨、⑩、⑪は、譲受金融機関拡大の観点から、改正預金保険法で新たに加えられた。

政府系金融機関も含まれないので、政府が出資している商工組合中央金庫（商工中金）は対象外であり、商工中金が発行する金融債（リッシュョー、ワリッシュョー）は2002年3月までの全額保護特例においても対象外である。

農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合等も対象外であるが、預金保険制度とほぼ同等の農水産業協同組合貯金保険制度に加入している。

郵便局の郵便貯金も対象外であるが、国の機関であることから国が元本及び利息の支払いを保証するということが郵便貯金法に定められている。

3) 預金保険対象金融商品

金融審議会では、預金保険の対象とする金融商品の条件に関する考え方として、①基本的な貯蓄手段として国民の間で定着していること、②元本保証がなされていること、③債権者が特定され転々流通しないこと、の3点を挙げている。

対象金融商品は、①当座預金、②普通預金、③別段預金（銀行業務に付随して発生する未決済、未整理、雑預かり金など、一般預金に該当しない資金を一時的に保管する勘定科目）、④納税準備預金、⑤貯蓄預金、⑥定期預金、⑦定期積金、⑧通知預金、⑨掛け金、⑩元本補填契約のある金銭信託（貸付信託を含む）、⑪金融債（債券の応募者と発行者の間で内閣府令、財務省令で定める保護預かり契約がなされているもの）、⑫これらの預金等を用いた積立、財形商品、である。

このうち当座預金、普通預金、別段預金については、決済性預金として2003年3月末まで元本及び利息が全額保護され、その他の④～⑫の商品については、2002年3月末までが全額保護の期間となっている（図1）。

また、本来は預金保険の対象ではない、外貨預金や譲渡性預金（CD）なども、2002年3月末までは、全額保護の対象となっている。

図1 預金保険の対象と保護の範囲

		2002年3月末	2002年4月～ 2003年3月末	2003年4月～
預金保険 の対象商品 (付保対象)	〔決済性預金〕 当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	元本1千万円までとその利息 は保護、元本1千万円以上 については破綻金融機関の 財産の状況に応じて カットの可能性あり。	
	〔決済性預金以外の預金〕 定期預金 定期積金 金融債（ワイドなどの保護預り 専用商品に限る） 元本補填契約のある金銭信託 （ビッグなど貸付信託を含む） 上記の預金等を用いた 積立・財形商品			
預金保険の 対象外商品	外貨預金 譲渡性預金 元本補填契約のない金銭信託 （ヒット、スーパーヒットなど） 金融債 (保護預り専用商品以外のもの)		破綻金融機関の財産の状況 に応じてカットの可能性あり。	

(注) 預金保険対象外商品については改正預金法によって2002年3月末まで全額保護とした。

(出所) 預金保険機構資料より野村総合研究所作成

4) 預金保険の対象者

個人であれば居住者、非居住者を問わず、法人であれば法人格を持つ団体か法人格を持たない団体（権利能力なき社団）かは問わない。よって自治会、学会、マンション管理組合等にも適用される。

一預金者の特定は同一人物であるかを実質的に判断しなければならず、例えば「A商事東京支店」と「A商事大阪支店」の二つの口座は名寄せされることとなる。

また改正預金保険法で、国（国立学校、国立病院等を含む）、地方公共団体、特殊法人等の預金も2001年4月より預金保険制度の対象となった。

これらの預金者が借入れも行っている場合、満期のない普通預金等は預金者自らの意志で預金と借入金を相殺することができるが、満期のある定期預金等の満期末到来のものは、破産以外の破綻では個別の金融機関が独自に定める預金規定によりその可否が決まる。

5) ペイオフ方式における保険金支払い方法

金融機関の経営が破綻した場合の、預金者保護の手法としては①ペイオフ方式（預金保険機構が直接保険金を払う方法）、②資金援助方式（営業譲渡に対し資金援助による破綻

処理を行う方法)の二つの方法がある。世間ではペイオフ方式ばかりが注目され、ペイオフを解禁するということが、ペイオフ方式による処理のみが行われるように捉えられ、誤った理解を招いている面もある。

ペイオフ方式では、金融機関が破綻した場合、破綻金融機関の金融機能を消滅させ、預金保険機構が預金者に直接保険金を支払うこととなる。

預金保険は第一種保険事故(金融機関の預金等の払い戻しが停止されたとき)や、第二種保険事故(金融機関の営業免許が取り消されたとき)が生じた場合に発動される。第一種保険事故では、保険金の支払いについては、預金保険機構内に設置されている運営委員会の決議(1ヶ月以内)を経て¹、預金保険機構が決定することとなっているが、第二種保険事故では運営委員会の決議は不要である。

また、保険金の支払いなどにかかる日数を要すると見込まれる場合は、預金者の請求に基づき、政令により60万円の仮払金の支払いが保険事故から一週間以内に、運営委員会の決議を経てなされる。そして、保険金または仮払金の支払いを決定したときは、運営委員会の決議を経て保険金の支払期間、支払場所、支払方法、支払請求手続き等を官報、日刊新聞紙等に公告するほか、事故金融機関及び保険金支払業務を委託した金融機関の店頭に掲示を行い、預金者等に周知徹底を図ることになっている。そのうえで個々の預金者の名寄せを行い、当該金融機関に預け入れしている預金等が一預金者一金融機関当たり元本1,000万円とその利息の範囲内であれば全額受け取ることができる。更に、保険金の支払い体制を整備するための手配等(支払場所、支払いに必要な要件の確定)が必要で、破綻金融機関の規模によって作業時間が異なってくる。

対象預金等で元本が1,000万円を超える部分とその利息と、外貨預金の元本と利息については、破綻金融機関の財産状況に応じて、清算配当として支払われることとなる。その金額が判明するまで時間がかかることから、預金保険機構が預金者からの請求に基づき当該預金等債権を買い取る形で支払うことができる。即ち、破産手続きにおいて弁済を受けると見込まれる額を考慮して決定した概算払い率を、保険事故発生日における預金等の額に乗じた金額分の債権を、預金保険機構が買い取ることで預金者に概算払いされる。つまり、概算払いの金額は、一律に支払われる仮払金とは異なり預金者によって異なる。また、預金等債権の買い取り後、破産手続き等により預金保険機構が回収した額が買い取りに要した費用を差し引いても支払った概算払い額を上回る場合は、清算払いとして追加的に支払われる。

¹ 預金保険機構の運営委員会は、機構の運営に関する重要事項の議決を行う意志決定機関で、預金保険機構の理事長と理事計4名と、金融に関する有識者最大8名の委員で構成される。

6) 資金援助方式による措置

資金援助方式は、金融機関が破綻した際、合併、営業譲渡等により救済金融機関に預金等が円滑に引き継がれるように預金保険機構が金銭の贈与、資金の貸し付け、資産の買い取り、債務保証、優先株式等の引き受け、損害担保（ロスシェアリング）による援助を行う手法である。

金融機関の経営が悪化した場合、金融庁長官は金融整理管財人制度により、業務及び財産の管理を命ずる処分を行い、それに基づき金融整理管財人は業務の暫定的な維持を行う一方で、救済金融機関等への迅速な合併、営業譲渡等を目指すことと、旧経営陣に対する経営破綻の責任を明確にするための民事上の提訴、刑事上の告発も行っていく。金融整理管財人は、管理を命ずる処分があった日から一年以内に被管理金融機関の管理を終了するものとされているが、やむを得ない場合には金融庁長官の承認を受け一年に限り延長できるものとされている。

資金援助は、あらかじめ適格性の認定等を受けた救済金融機関に対して、原則ペイオフコストの範囲内で執行されるが、時限的特例措置として2002年3月末までに救済金融機関から資金援助の申し込みがあり、援助に要する費用がペイオフコストを超える可能性がある場合、預金保険機構は金融庁長官及び財務大臣による必要性の認定を経て、ペイオフコストを超える資金援助（特別資金援助）が実施できることとされた（2002年4月以降はペイオフコスト内での資金援助となる）。

また、救済金融機関が直ちに現れない場合、承継銀行（ブリッジバンク）制度による業務承継も可能となっており、預金保険機構の経営管理下、原則二年以内（一年に限り延長可能）に当該承継銀行の合併、営業の全部譲渡、株式の譲渡の手段により救済金融機関への業務承継を目指す。

7) 迅速な実行に向けての動き

預金保険制度の下では、預金等の払い戻しができなくなった場合、破綻金融機関に代わり預金保険機構が預金者の名寄せ、預金者ごとの保険対象金額の算定などを行う必要があり、信用秩序の維持の面からも迅速な処置が求められる。このため改正預金保険法では、金融機関に平時より名寄せ等に必要データを整備し、破綻の際には預金者データを磁気テープにより遅滞なく預金保険機構に提出することを義務づけている。その「機構指定フォーマット」では、預金保険機構が行わなければならない名寄せや、付保限度額、概算払い等の計算に必要な預金関係データが整理されている。これらのデータベース及びシステムの整備を徹底させるため、預金保険機構の立ち入り検査に関する規定もある。

8) ペイオフ解禁後の対応

ペイオフ方式での預金の払い戻しには、実際に保険金が支払われるまでの手続きが膨大で、相当の時間が必要と考えられ、その間、預金の払い戻しや決済機能が停止されることで経済全般や金融システムなどに対して大きな影響を与える可能性がある。このため、金融審議会では資金援助方式での処理を優先し、ペイオフ方式の発動は回避すべきとしている。また、資金援助方式においても、営業譲渡が遅れ預金者保護等の要請に応えられない事態も想定されることから、株主総会の特別決議等に代わる裁判所の許可（代替許可）等により営業譲渡への手続き期間短縮をすすめ、破綻金融機関のフランチャイズ・バリュウの低下を食い止め、別の金融機関に金融機能を引き継ぐ日本版 P&A（資産買い取り、負債継承）を 2001 年 4 月より導入し預金者保護、信用秩序維持の徹底を目指すこととなっている。

2. 欧米の預金保険制度

1) 米国

米国では、連邦預金保険公社（FDIC）が預金保険制度を運営している。従来、FDIC は、銀行の預金のみを対象として預金を保護してきたが、80 年代後半に起きた S&L 危機の際に、貯蓄金融機関の預金保険も FDIC によって運営されるようになった。現在、銀行を対象とする銀行保険基金（BIF）と貯蓄金融機関保険基金（SAIF）の 2 つの基金が、FDIC の下で運営されている。

保険金支払いの対象は、一預金者一銀行当たり元本 10 万ドルまでとその利息とされている。ただ、個人については、①単独名義、②共同名義、③遺言信託、④個人退職年金等の、それぞれについて枠が設けられているため実質的な保険対象範囲はかなり広がっている。

保険料徴収については、可変保険料率制が敷かれており、自己資本比率と監督当局による検査をふまえ 9 段階の預金保険料率が決められている（表 1）。この点は、信用力に係わらず料率が一定とされているわが国とは大きく異なる。料率水準は各基金の予想収支を勘案して半年ごとに決められる。なお、2000 年下期において金融機関の 92.8%が、自己資本が充実し、かつ、総合的に健全であるとの判断から、保険料納付の対象となっていない。現在、FDIC を中心に、料率の設定方法を更に精緻化することを視野に入れながら制度改正の検討が進められている²。

² 林 宏美「本格化する米国の預金保険制度改革論議」『資本市場クォーターリー』2000 年秋号参照。

表1 2000年下期の可変保険料率

		総合的な健全性		
		健全	問題あり	著しく問題
自己資本 比率によ る区分	充実（10%以上）	0.00%	0.03%	0.17%
	適正（8%以上）	0.03%	0.10%	0.24%
	未達（8%未満）	0.10%	0.24%	0.27%

(注) カッコ内は BIS 基準による (Tier1+Tier2) / リスクアセット
(出所) FDIC

2) 預金者保護の手法

預金者保護の方法としては、①直接保険金支払い（ペイオフ方式）、②保険対象預金のみの譲渡、③資産負債継承（P&A）、④ブリッジバンクの活用、⑤非閉鎖型の資金援助、がある。①～④は対象金融機関が正式に破綻したものとみなされ、FDIC が管財人として、すべての資産、負債の処分方法を決定する権限を持つ。⑤では法的に閉鎖されないまま預金保険が発動される。

3) 実際の発動状況と今後の課題

1991年に成立した連邦預金公社改善法（FDICIA）により、実際の金融機関破綻処理については、「最小コスト原則」が義務付けられた。破綻処理においては、この原則に基づき最良の手法が求められるが、実際には、圧倒的に P&A 方式が採用されることが多い(表 2)。金曜日の営業終了後に破綻を公表し、土、日曜日の事業譲渡を行う「週末処理」が主流となっており、預金者の不安心理から起こる連鎖的破綻を防ぎ、また破綻した金融機関のフランチャイズバリューの低下が食い止められることから、FDIC の処理コストも最小限に留めることができる。

このスキームでは、事前準備が迅速処理の鍵を握っており、FDIC による定期的な保険料率設定時における厳格な自己資本査定や、名寄せ作業に必要なデータの徴収、受け皿機関候補先を事前にリストアップする等の充実が不可欠である。

今後の課題として、①好景気下では中小規模の破綻処理は順調であったが、大規模金融機関の破綻処理時のシステム・リスク回避と「最小コスト原則」のバランスは健全であるといえるか、②1998年以降保険料を納めていない健全金融機関の中からも破綻するものが発生しており、リスク検査の精度をどのように向上させるか、③二次損失発生時のロスシェアリング（買い戻し特約による締結でその後の損失の分担負担）において、対象資産を管理下におけない FDIC の損失負担をどのように低減していくか、等が考えられる。

表 2 連邦預金保険公社による銀行破綻処理（1934～99）

(件)

	ペイオフ (Deposit Payoffs)	うち預金移管	買収承継 (Purchases & Assumptions)	非閉鎖型の資金援助 (Assistance Transactions)	合計
		(Insured Deposit Transfers)			
1934-70	288	0	201	0	489
1971-80	22	0	57	5	84
1981-85	63	23	214	23	300
1986	40	19	98	7	145
1987	51	40	133	19	203
1988	36	30	164	80	280
1989	32	23	174	1	207
1990	20	12	148	1	169
1991	21	17	103	3	127
1992	25	14	95	2	122
1993	5	0	36	0	41
1994	0	0	13	0	13
1995	0	0	6	0	6
1996	0	0	5	0	5
1997	0	0	1	0	1
1998	0	0	3	0	3
1999	0	0	7	0	7
合計	603	178	1,458	141	2,202

(出所) FDIC, *Annual Report 1999* より野村総合研究所作成。

4) 英国

英国では、1979年に行われた銀行法改正により、預金保護委員会 (Deposit Protection Board) が設立された。付保対象は、銀行法によって預金の受入を認められた金融機関の預金で、現行の預金保険制度では、一預金者当り、20,000 ポンドを上限にその 90%の支払いを保証している³。

79年の銀行法改正以降、これまでにイギリスでは 31 件の金融機関破綻があった (表 3)。このうち、オランダの総合金融グループである ING が救済買収したベアリングを除いては全て清算され、預金保護委員会は、その時点での預金保険制度上の上限金額の範囲内で、定められた規則に則って、預金保証額を預金者に支払ってきた。例外的に、保証額を増減させたケースはない。また、わが国の資金援助方式のような処理方法は、これまで取られていない⁴。預金保護委員会からは、これまでに合計で 1.5 億ポンドが、預金者に支払われている。

³ 1987年銀行法改正までは、付保対象預金額の上限は 10,000 ポンドでその補償比率は 75%、その後、1995年に EU 指令の国内法化に基づき現行制度に移行するまでは、上限は 20,000 ポンドで同じだが、補償比率は 75%だった。

⁴ ING がベアリングを救済のために吸収した際にも、預金保護委員会からの支払いは行われなかった。

表3 英国の1979年以降の銀行破綻例と預金保険支払額

破綻金融機関	破綻日	保険支払額(£)
Merbro Finance	1982. 5.19	1,429,682
Goodwin Squires	10. 1	127,912
First Guarantee Trust	12.16	220,744
Chancellor Finance	83. 8. 2	856,220
Trinity Trust	4.25	1,995,891
Castle Court	84. 7. 6	395,061
Bremar Holdings	8. 1	269,721
Cross & Bevingtons (Finance)	11.28	179,189
St Martins Le Grand Securities	11.28	7,500
Eastcheap Investments	12.17	135,438
Spring Gardens Securities	86. 5. 8	627,865
Oriental Credit	10.27	310,542
PL Investments	87. 2. 3	508,954
Consumer Credit Investments	5.14	537,049

<1986年銀行法改正以降>

破綻金融機関	破綻日	保険支払額(£)
British & Commonwealth Merchant Authority Bank	1990. 6. 3	26,494,509
Chancery Plc	12.11	1,035,175
Edington Plc	91. 2.18	682,827
Wallace Smith Trust	4.29	4,292,706
Cradford Investments	6.12	71,815
BCCI	6. 7	1,089,063
Nation Guardian Mortgage Corporation	92. 1. 3	78,469,890
Deacon & Hoare	3. 6	5,217,218
Mount Banking Corp	6. 9	622,346
Equatorial Bank	10.19	5,256,990
Roxburghe Bank	93. 3.19	4,606,737
Wimbledon & South West Finance	4. 8	3,244,842
Baring Brothers	94. 2.16	10,682,366
Rafidain	95. 2.26	0
AY Bank	7.18	19,142
London Trust Bank	99. 6.25	7,116
	2000.10. 3	70,000

(注) London Trust Bank は処理途中。

(出所) 英国預金保護委員会

なお、英国では、金融サービス・市場法が成立し、単一の金融規制機関が金融サービス業者を横断的に規制、監督することになった⁵。これに伴い、現在7つある金融商品に関する消費者保護スキームも一つに統合されることになった。新設される FSCS (Financial

⁵ 英国の金融サービス・市場法については、落合大輔、林宏美「成立した英国の金融サービス・市場法」『資本市場クォーターリー』2000年秋号参照。

Services Compensation Scheme) に、預金保護委員会も統合される。FSCS は、FSA がこれまでの自主規制機関を統合し、新しい規制体系への移行を完了する 2001 年 12 月 1 日より、運営を開始する。

FSCS の下では、預金保険の付保対象が全通貨建て預金に広がり、これまで最大 18,000 ポンドだった保険金額も、31,700 ポンドに引き上げられる。2,000 ポンドまでは全額保護し、それを超える預金については、33,000 ポンドを上限に 90% をカバーする。預金保険金額の上限が見直されたのは、預金保険制度が導入された 1979 年以降のインフレを考慮に入れたためである。また、2,000 ポンドまでは全額付保対象とするのは、預金者の実態を調査した結果、平均的な所得レベルの家計が通常保有する預金残高が 1,200~1,500 ポンドで、裕福でない人の日々の生活のための預金は全額保護するべきであるという検討結果に基づくものである。

5) ドイツ

ドイツの現行の預金保険制度は、EU の預金保険指令を国内法化のために、1998 年制定された預金保証・投資家保護法によって整備された公的な預金保険制度と、業界の自主的な預金保険制度の組み合わせで行われている。1998 年までは、ドイツの預金保険制度が業界の運営する自主的な預金保険によって提供されており、今回の法律制定に伴って、公的な預金保険が整備されることになったという、歴史的経緯による。

公的な預金保険制度は、民間銀行については連邦銀行協会、公的銀行については連邦公的銀行協会が、それぞれ運営している。預金保険の保証金額は同一で、共に預金額の 90% である。ただし、一預金者当りの支払い金額の上限は 20,000 ユーロである。

この公的預金保険制度に加え、連邦銀行協会と連邦公的銀行協会は、共に 98 年まで運営してきた自主的な預金保険制度を継続している。公的預金保険でカバーできなかった分については、両協会の自主的な預金保険制度によってカバーされる。内容は両者で異なり、連邦銀行協会の運営する預金保険制度では、一預金者当りの保証金額の上限を、破綻銀行の自己資本の 30% を限度とし、その限度内の預金は全額保護される。比較的規模が小さい「地方銀行及びその他商業銀行」という業態の銀行でも、平均資本金額は 1 億ユーロ（約 110 億円）を超えているので、一預金者当りの保険金額の上限は約 3,000 万ユーロとなり、実質的には、ほとんどの預金が保護されていると考えてよい。

これに対し、連邦公的銀行協会が運営する預金保険制度は、公的預金保険でカバーされなかった預金を全額保護する。したがって、公的銀行の預金は結果的に全額保護されることになる。

なお、ドイツでは、非金融機関預金のシェアが 35% に達する貯蓄金庫グループと、15% に上る信用協同組合グループが、預金保険の対象から外れている。共に、定款によって、預金を全額保証することを定めているためである。

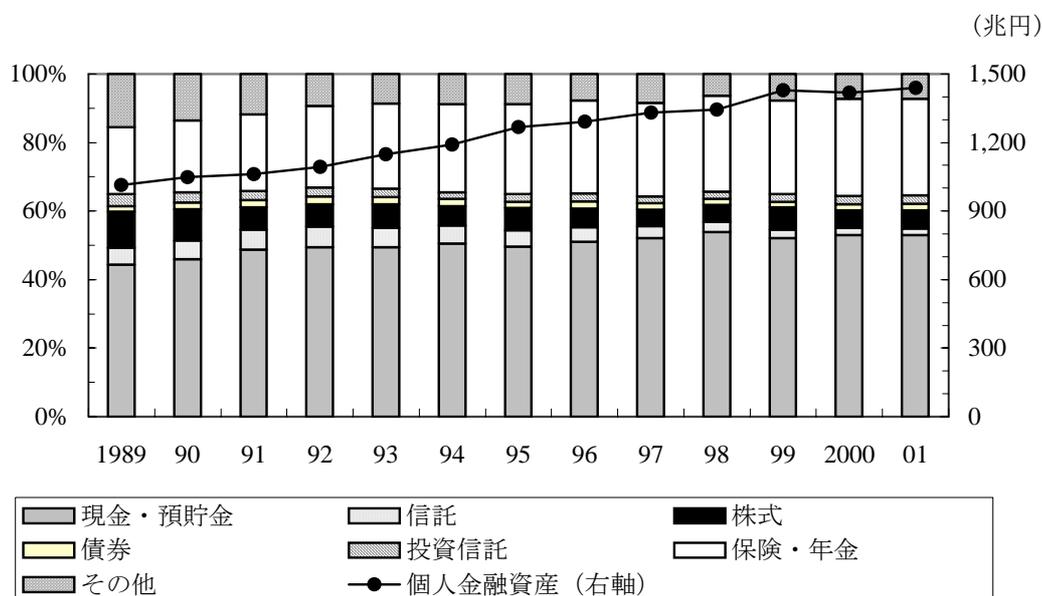
3. ペイオフ解禁を控えたわが国個人金融資産の動き

1) 預貯金に偏在する個人金融資産

わが国の個人金融資産は、主に預貯金によって運用されてきた。個人金融資産に占める預貯金のシェアは安定して 50%前後で推移しており（図 2）、バブル最盛期を迎え、株式や投信のシェアが高まった 1989 年度末（1990 年 3 月末）でさえ、預貯金の比率は 44%にも上った。最近でも、預貯金への偏在に変化は見られず、2001 年 6 月末現在、預貯金のシェアは 53%となっている。

以下、預貯金の動向を分析する。

図 2 個人金融資産の推移



（出所）日本銀行「資金循環勘定」より野村総合研究所作成
 （注）各年度末の値。ただし、2001 年は 6 月末の値。

2) 業態別預貯金残高の推移

表 4 は、金融機関の個人預金の推移を業態別に示したものである。

前年同月比の伸び率を見ると、郵便貯金、第 2 地銀、信用組合がマイナスとなっている。郵便貯金は、高金利時代に預入された定額貯金の満期金引出しが 2000 年 4 月から本格化したことによる影響が大きい。第 2 地銀に関しては、マイナスとなっているが、経営不振行の地銀との統合などによって、統計上、第 2 地銀ではなく地銀扱いになった影響が少なく

■ 資本市場クォーター 2001 年 秋

ない。地銀と第 2 地銀を合計したベースでは、都市銀行、信用金庫と同様の増加傾向を見せている。信用組合の預金減少は、経営破綻した信用組合の影響もあると思われる。

表 4 金融機関別の預貯金残高推移

(単位：億円)

	郵便局	都市銀行	地方銀行合計		信用金庫	農協	信用組合	外国銀行 在日支店	
			地方銀行	第 2 地銀					
1998.03	2,405,460	1,068,850	1,498,873	1,093,733	405,140	735,148	684,388	213,530	n.a.
1998.06	2,454,934	1,093,120	1,527,351	1,118,282	409,069	741,008	691,180	211,336	7,112
1998.09	2,477,328	1,079,181	1,510,131	1,103,114	407,017	739,369	683,450	207,762	7,390
1998.12	2,519,312	1,090,539	1,572,586	1,139,092	433,494	754,726	699,501	207,387	6,404
1999.03	2,525,867	1,078,708	1,559,922	1,128,451	431,471	752,541	689,963	202,043	6,701
1999.06	2,559,879	1,102,992	1,583,976	1,157,162	426,814	761,692	701,251	200,432	7,470
1999.09	2,566,052	1,090,062	1,558,551	1,141,466	417,085	761,126	695,770	197,487	6,811
1999.12	2,596,531	1,114,425	1,593,296	1,172,848	420,448	772,152	710,152	196,976	6,827
2000.03	2,599,702	1,100,981	1,579,273	1,163,481	415,792	768,014	702,556	191,966	7,385
2000.06	2,595,845	1,118,751	1,607,857	1,205,987	401,870	775,879	716,203	193,145	7,960
2000.09	2,582,469	1,107,360	1,590,798	1,191,981	398,817	775,561	711,349	192,550	8,200
2000.12	2,548,994	1,141,569	1,634,753	1,225,767	408,986	790,441	726,811	188,262	8,657
2001.03	2,503,691	1,135,268	1,622,054	1,219,705	402,349	792,044	720,945	180,622	9,618
2001.06	2,474,668	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	735,918	180,124	10,501

<対前年同月比>

単位：%

1999.03	5.0	0.9	4.1	3.2	6.5	2.4	0.8	-5.4	n.a.
1999.06	4.3	0.9	3.7	3.5	4.3	2.8	1.5	-5.2	5.0
1999.09	3.6	1.0	3.2	3.5	2.5	2.9	1.8	-4.9	-7.8
1999.12	3.1	2.2	1.3	3.0	-3.0	2.3	1.5	-5.0	6.6
2000.03	2.9	2.1	1.2	3.1	-3.6	2.1	1.8	-5.0	10.2
2000.06	1.4	1.4	1.5	4.2	-5.8	1.9	2.1	-3.6	6.6
2000.09	0.6	1.6	2.1	4.4	-4.4	1.9	2.2	-2.5	20.4
2000.12	-1.8	2.4	2.6	4.5	-2.7	2.4	2.3	-4.4	26.8
2001.03	-3.7	3.1	2.7	4.8	-3.2	3.1	2.6	-5.9	30.2
2001.06	-4.7	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	2.8	-6.7	31.9

(注) 都市銀行、地方銀行、第 2 地銀、信用金庫は、個人分の「要求払預金＋定期性預金」の末残。2001 年 3 月値以降は、半期ベースでの公表に変更になったため 2001 年 6 月値は n.a.。農協、信用組合は、総預金残高。外国銀行在日支店は、個人分の「要求払預金＋定期性預金」の平残。

(出所) 日本銀行「資金循環勘定」、各金融機関の資料をもとに野村総合研究所作成。

地域別の動きを見ると、都市銀行はどの地域においても増加を示している。対前年同月比の伸び率で見ると、北海道、中国、四国、九州・沖縄地方が高く、2001 年 7 月までの 1 年間の平均値の上位 3 地域は、九州・沖縄地方の 4.8%、北海道の 3.9%、中国地方が 3.8% となっている。この増加傾向は直近半年では、更に加速しており、それぞれ 6.0%、5.2%、7.7%となっている。

一方、地方銀行（地方銀行＋第 2 地銀）について見ると、東京の過去 1 年の平均増減率は-4.0%、大阪は-2.4%と、大都市部での預金の減少が目立つところであるが、地方で

は都市部での減少分を上回る増加が続いている。都市銀行と同様、北海道、中国、四国、九州・沖縄の伸び率が高くなっている。

3) 郵便貯金からの流出は限定的

郵便貯金は、高金利時代に預入された定額貯金が満期を迎え、流出が続いている（前掲表4）。ただ、満期定額貯金の払戻額から、利子課税額及び、預入限度額（1,000万円）の制限によって再預入できない分を差し引いた再預入対象勸奨金額に対して、郵貯へ再預入された比率は、満期到来が本格化した2000年4月以降、平均77%と高い。預金限度額によって再預入できない資金も含め、郵貯以外に流出したと思われる資金は、平均すると毎月1.5兆円を越す規模となっているとはいえ、郵貯に滞留している資金はかなり高水準である。他に積極的に預け替えたい金融商品が見当たらないことに加え、郵便貯金の安全性が評価されているものと見られる。

表6 郵貯の満期定額貯金の再預入状況

(単位：億円)

	満期定額貯金の払戻額	再預入対象勸奨金額	郵貯への再預入額	郵貯への再預入額		郵貯以外に流れた資金
				定額・定期貯金	通常貯金	
2000.04	66,351	50,567	43,791 (86.6)	35,700 (70.6)	8,091	17,528
2000.05	21,222	16,169	11,302 (69.9)	11,302 (69.9)	n.a.	8,310
2000.06	20,393	15,536	10,518 (67.7)	10,518 (67.7)	n.a.	8,328
2000.07	20,802	15,851	11,175 (70.5)	11,175 (70.5)	n.a.	8,049
2000.08	15,610	11,891	8,585 (72.2)	7,967 (67.0)	618	5,841
2000.09	24,047	18,380	13,932 (75.8)	12,829 (69.8)	1,103	8,291
2000.10	52,719	40,228	33,349 (82.9)	29,246 (72.7)	4,103	15,371
2000.11	79,865	60,926	52,274 (85.8)	44,232 (72.6)	8,042	21,533
2000.12	84,379	64,351	56,873 (88.4)	48,122 (74.8)	8,751	21,106
2001.01	57,265	43,683	34,385 (78.7)	32,552 (74.5)	1,833	18,538
2001.02	45,668	34,827	27,542 (79.1)	25,301 (72.6)	2,241	14,662
2001.03	46,385	35,368	26,099 (73.8)	24,438 (69.1)	1,661	16,767
2001.04	67,387	51,515	45,023 (87.4)	37,114 (72.0)	7,909	17,270
2001.05	47,542	36,273	25,326 (69.8)	25,326 (69.8)	n.a.	18,612
2001.06	40,889	31,180	22,934 (73.6)	22,119 (70.9)	815	14,852
2001.07	102,054	77,827	62,650 (80.5)	57,080 (73.3)	5,570	31,663
2001.08	27,658	21,075	14,752 (70.0)	14,684 (69.7)	68	10,804
2001.09	20,002	15,250	11,334 (74.3)	10,590 (69.4)	744	7,149

(注1) 「再預入対象勸奨金額」とは、「満期定額貯金の払戻額」から利子課税金額及び再預入できない利子額を差し引いた額。郵政事業庁の推計値。通常貯金への再預入額も郵政事業庁による推計値。

(注2) () 内の値は、再預入対象勸奨金額に対する比率。

(注3) 「郵貯以外に流れた資金」には、預入限度額によって再預入できない分（野村総合研究所推定）を含む。

(出所) 郵政事業庁の資料より野村総合研究所作成。

4) 高まる流動性選好

表 5 は、口座残高が 1,000 万円未満と 1,000 万円以上の口座に分けて、要求払預金、定期性預金別の残高の増減率（前年同月比）を見たものである。低金利の現在では、要求払預金と定期性預金との金利差はほとんどなく、口座残高の多少に関わらず、定期性預金よりも要求払預金のほうが人気が高い。

ここで注目されるのは、最近になって、残高が 1,000 万円以上の口座で、定期性預金の増加率がマイナスに転じ、要求払預金の増加率が高まっていることである。表 5 は国内銀行の計数であるが、都市銀行、地方銀行、第 2 地方銀行、信用金庫別に見ても、同様の傾向を示しており、ある特定の金融機関の現象ではないことが分かる。

表 6 は、総預金残高別に、1 口座当たりの預金残高の推移を示したものである。預金種類別の口座数が公表されていない等の統計上の制約があるため、預金残高別の総口座数を用いて推計したものである⁶。あくまで推計値ではあるが、1 口座当たりの要求払預金が増加しているの対し、定期性預金は減少している傾向が見てとれる。

以上のように、定期性預金は、預金残高そのものが減少傾向にある他、1 口座当たりの残高も減少傾向にある。似たような金利環境であった 98 年には、1,000 万円を超える口座においても、定期性預金が増加していたことを考えると、ペイオフ解禁を視野に入れた流動性選好の強まりと見ることもできる。

表 5 預金残高別種類別預金残高の増加率推移

(単位：%)

	預金残高 1,000万円未満		預金残高 1,000万円以上	
	要求払預金	定期性預金	要求払預金	定期性預金
1998.03	13.2	3.2	16.5	4.7
1998.09	10.8	2.8	11.6	4.9
1999.03	6.1	3.1	6.6	4.8
1999.09	7.5	2.7	17.9	-0.1
2000.03	7.3	2.2	21.4	-4.6
2000.09	7.9	1.7	16.7	-3.6
2001.03	8.9	1.7	14.1	-0.5

(出所) 日本銀行「金融経済統計月報」より野村総合研究所作成。

⁶ 例えば、総預金残高が 300 万円未満の階層における、1 口座当たりの要求払預金残高は、(300 万円未満の階層の要求払預金総額) / (300 万円未満の階層の<要求払預金+定期性預金+非居住者円預金+外貨預金>の総口座数、により求めた数値である。すなわち、総預金残高が同一階層においては、1 口座当たりの預金残高を算出する際の分母は同一の口座数を用いている。

表 6 国内銀行の1口当たり預金残高の推移

(単位：万円)

		総預金残高			
		300万円未満	300万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上 3億円未満
要求払預金の 1口座当たり 残高	1999.09	4.9	129	272	1,830
	2000.03	4.9	133	287	2,029
	2000.09	5.1	140	318	2,436
	2001.03	5.2	144	327	2,495
定期性預金の 1口座当たり 残高	1999.03	9.6	301	1,305	11,348
	1999.09	9.7	299	1,270	11,127
	2000.03	9.7	294	1,229	10,692
	2000.09	9.8	291	1,203	10,524
	2001.03	9.8	285	1,171	10,250

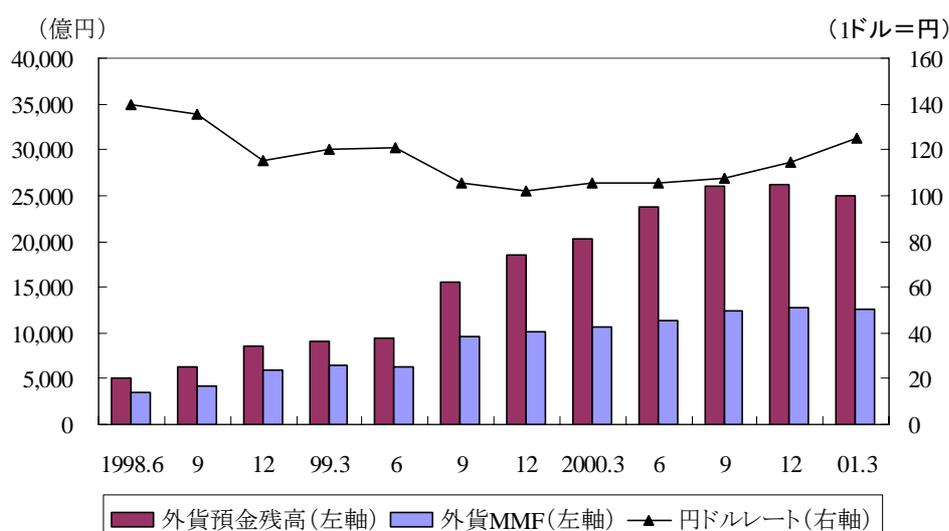
(出所) 日本銀行「金融経済統計月報」より野村総合研究所作成。

5) 外貨建て預金、MMF

以上のように、安全性を重視した預貯金志向は強いが、リスクを取って高いリターンを求める動きも見られないわけではない。

例えば、絶対額はまだ小さいものの、外貨建て預金やMMFが次第に人気を集めている。円高が進んだ2000年9月までの2年間で、個人の外貨建て預金残高は5倍となった。為替リスクはあるものの、外貨建て預金の金利が円建てのそれを大きく上回っているためである。なお、外貨建て預金は、預金保険の対象外であるが、2002年3月末までの特例措置期間中は、全額保護の対象となる。

図 3 個人外貨預金及び外貨建てMMF残高と為替レートの推移



(注) 外貨預金残高の数値は国内銀行のみ。外国銀行在日支店の数値は含まず。

(出所) 日本銀行、日本証券業協会資料より野村総合研究所作成。

おわりに

2001 年 9 月末までに入手可能なデータを見る限り、個人投資家がペイオフ解禁に向けて、預金から他の金融商品へ資金を移す動きを活発化させている様子はまだ見受けられず、預貯金の比率は高い水準を保っている。しかし、先述したように預貯金の中身を、預金種類別、預金残高別に見てみると、定期性預金から要求払預金への資金シフト、定期性預金の 1 口当たり預金残高の減少など、流動性選好の傾向が強くなっていることが分かる。ペイオフ解禁を前にして、資金シフトの準備はなされつつあるように見受けられる。

(杉岡 登志夫、銭谷 馨、落合 大輔)